

## 2. 判断主体のあり方（総論）

### (1) 基本的考え方・視点

議論の中間整理（平成 16 年 3 月 31 日公益法人制度改革に関する有識者会議）（抄）

#### 3. 公益性を取り扱う仕組みのあり方

##### (2) 基本的考え方

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の視点を踏まえれば、主に以下のような 2 つの考え方に基づき、異なる種類の仕組みが考えられる。

##### [考え方 A - 公益性に相応しい規律の法人の受け皿の仕組みを民法等で規定]

公益性を有するに相応しい、しっかりした規律の法人の受け皿となる仕組みが必要との考え方に基づき、その仕組みを民法や新たな非営利法人法など税法以外の法律で規定する考え方。

##### [考え方 B - 税法以外に公益性を取り扱う仕組みを特に設けない]

税制上の効果の重要性に鑑み、公益性に係る特別の取扱いは税制上の観点から行う考え方。

なお、考え方 A を中心に検討を進めてはどうかとの意見が多かった。また、国等の機関が公益性の判断を行わず、民間機関が行うこととする考え方についても議論したが、公益性に着目して特別の法的取扱いを国等から受けることとする場合、公益性判断を民間機関に委ねてしまうことは必ずしも適当ではないのではないかとの意見があった。

考え方 A に基づく判断主体としては、主務官庁制の縦割りの弊害を避ける観点から、公益性を統一的な組織で判断することが適当であり、中立で第三者的な、又は、単一の公的機関を念頭に置きつつ、そのあり方について、さらに検討が必要である。また、考え方 B に基づく判断主体としては課税庁が考えられるが、最終的には、税制の観点から検討されるべき課題である。

##### (3) 今後の検討課題

公益性を取り扱う仕組みのあり方については、上記の 2 つの考え方を基に、以下のような、公益性の考え方や、公益性の判断主体、判断要件及び適正運営確保のあり方のほか、公益性に着目した特別の取扱いの効果等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討を進める必要がある。

##### 判断主体のあり方

判断主体のあり方については、上記（2）の基本的考え方を基に、公益性の有無を的確に判断するための一定の体制（組織・人員等）の必要性と、行政組織の膨張抑制の要請との調和を図る観点を踏まえ、さらに検討を進める。その際、判断主体の体制の検討に当たっては、民間の考えを適切に反映する視点の必要性についても議論を深める。また、地方における判断主体のあり方についても、引き続き検討する。併せて、公益性判断に伴う不服申立てなど、不利益救済のあり方についても検討を進める。

行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）（抄）

21 世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21 世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21 世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、1)新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、2)国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、3)行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、4)行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を旨とし、今後、平成 17 年（2005 年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

## (2)判断主体としての公的機関のあり方について

『法律学小辞典（第4版）』（抄）

委員会： 複数の自然人（委員）から成る合議制の機関。

- 1 国又は地方公共団体におかれる合議制の行政機関。多分に技術的な又は公正中立な政策を実施するために設けられるもので、国には公正取引委員会・国家公安委員会・中央労働委員会等があり、地方公共団体の機関として、人事委員会・公安委員会等がある。諮問的又は調査的な合議制の機関には委員会という名称を用いない。
- 2 （略）

行政委員会： アメリカで発達した独立規制委員会をモデルにして、第二次大戦後わが国に導入された合議制の行政府。占領政策の下で、行政の民主化を主たる目的としてかなりの数の行政委員会が設けられたが、後に廃止されたものも少なくない。アメリカの連邦通信委員会をモデルにした電波監理委員会が電波監理審議会に改組されたのがその例である。

行政委員会の一般的な特色は以下の点にある。

イ 国の行政委員会は内閣又は大臣の、地方公共団体の行政委員会は長の所轄の下にあるが、具体的な職権行使については独立性が認められること、

ロ それと密接に関係するが委員の身分が保障されていること、

ハ 準立法的権能〔行政組織法 § 13、地方自治法 § 138 の 4 〕及び準司法的権能を有することである。

行政委員会が設けられる理由は様々であるが、専門技術的知識が要求されること（例：公正取引委員会）、対立する利害の調整を必要とすること（例：労働委員会）、政治的中立性が要求されること（教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会）等が重視されている。

国の行政機関としては、内閣府又は各省の外局として置かれているもののほか、内閣の所轄の下に置かれている人事院がある。地方公共団体に必ず置かなければならない行政委員会については、地方自治法に規定がある〔地方自治法 § 180 の 5 ～ 〕。

審議会： 国の行政機関である府・省・委員会・庁又は地方公共団体の執行機関に附属する合議制の諮問機関〔内閣府設置法 § 54、国家行政組織法 § 8、地方自治法 § 138 の 4 〕。行政上の政策立案から具体的行政行為に至るまで、行政作用の各段階で、学識経験者や利害関係人の意見を反映させる（略）。

註）審議会等の合議制の諮問機関については、その性格から、以下のように3種類に分けられる（塩野宏『行政法 [第2版] 行政組織法』P.71～76）。

政策提言型審議会： 調査審議の結果に基づき、一定の政策又は法案等の提言・勧告等を行うもの

例）社会保障審議会、科学技術・学術審議会、衆議院選挙区画定審議会、地方制度調査会等

不服審査型審議会： 行政処分に対する不服審査にあたるもの

例) 社会保険審査会、関税等不服審査会、情報公開審査会、電波監理審議会等

事案処理型審議会： 行政立法の制定や公共料金、さらには免許、検定等の個別処分等に際して主務大臣の諮問を受けて審議議決したり、紛争処理につき、あっせん、調停、仲裁を行うもの

例) 電波監理審議会、運輸審議会、中央建設工事紛争審査会、公認会計士審査会等

委員会の例（国）

	業務内容	独立の行政委員会とする趣旨	事務局の組織	調査権限	地方組織	地方の業務内容
公正取引委員会	独占禁止法等の執行（審判手続、審決等を含む）及び競争政策の推進	複数の専門家による合議システムの制度化により、政治的党派性の排除、継続的一貫性を重視した法執行の確保を図る	委員会の下に事務総局を設置	事件について必要な調査をするため、強制処分も可能	委員会は中央のみ。事務総局の地方機関として地方事務所を設置	-
国家公安委員会	警察制度の企画立案や予算等の事務について警察庁を管理	国民の良識を代表する者が警察を管理することにより、警察行政の民主的管理と政治的中立性の確保を図る	庶務は警察庁が実施（「国家公安委員会に、警察庁を置く」という構造）	監察に関して、警察庁に対する指示も可能	都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を設置。	都道府県公安委員会が都道府県警察を管理。
公害等調整委員会	公害紛争についてのあつせん、調停、仲裁及び裁定（準司法的手続）等を実施。	公害の紛争の調停、裁定等を行い、準司法的機能を有する合議制の機関として、公正・中立で他の行政機関から独立した行政委員会として設置。	委員会の下に事務局を設置。	関係行政機関に資料の提出の要請が可能。また、他の行政機関等に調査の委託も可能。	都道府県に都道府県公害審査会を設置（又は公害審査委員候補者名簿を作成）。庶務は都道府県の公害紛争処理担当課。	あつせん、調停、仲裁等を実施（裁定は実施せず）
公安審査委員会	破壊的団体の規制に関する審査、破壊的団体に対する活動制限の処分等を実施	公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体等の規制に関し、適正な審査及び決定を行うため設置。	委員会の下に事務局を設置。	審査のために必要な取調が可能。	-	-
人権委員会（人権擁護法案により設置予定。未成立）	人権侵害による被害の救済及び予防に関すること（調査、調停、仲裁、勧告・公表、訴訟援助、差止請求訴訟等）	公権力や報道機関による人権侵害についても救済対象として取扱うことから、他からの影響を排して独立して職務を行う必要があるため設置。	委員会に事務局を設置。	事件の関係者に対する出頭要求、質問、文書の提出要求、立入検査 関係者に対する質問が可能。	事務局の地方機関として、地方事務所を設置。	-

中央労働委員会	あっせん、調停、仲裁や不当労働行為に関する審問、命令等を実施	公平な第三者として、労働関係の公正な調整を行うことにより、紛争の解決を図る。	委員会の下に事務局を設置。	使用者又はその団体、労働組合その他の関係者に対する調査が可能。	都道府県知事の所轄の下に、地方労働委員会を設置(地方労働委員会にも事務局あり)	基本的には中央労働委員会と同様の事務を実施
船員中央労働委員会	同上	同上	同上	同上	国土交通大臣の所轄の下に船員地方労働委員会を設置(船員地方労働委員会にも事務局あり)	同上

審議会等（不服審査型、事案処理型、非営利法人関係）の例（国）

	主管省	設置年	根拠法令	主な所掌事務	固有の事務局組織	調査権限	地方における組織	地方の業務内容
公認会計士・監査審査会	金融庁	H.16年 (従来から存在していた公認会計士審査会を改組)	公認会計士法 (§ 35)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>公認会計士等に対する懲戒処分及び監査法人に対する処分に関する事項を調査審議すること</u></li> <li>・ 公認会計士、監査法人等の業務及び日本公認会計士協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣に勧告すること</li> <li>・ <u>公認会計士試験を行うこと</u></li> <li>・ 不正の手段によって公認会計士試験を受けた者等に対して、<u>合格の決定を取り消し、又は試験を受けることを禁止すること</u></li> <li>・ <u>日本公認会計士協会による会員の業務状況に関する調査結果の報告を受理すること</u></li> </ul>	あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局長(金融庁総務企画局審議官と併任)</li> <li>・ 総務試験室(定員11人)</li> <li>・ 審査検査室(定員29人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本公認会計士協会に対し、<u>報告若しくは資料の提出を求め、又はその事務所に立ち入り、帳簿書類等を検査すること</u></li> <li>・ 公認会計士、監査法人等に対し、<u>報告若しくは資料の提出を求め、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査すること</u></li> </ul>	規定なし	規定なし
情報公開審査会	内閣府	H.13年	行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (§ 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>開示決定等に係る不服申立てがあった場合における不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長からの諮問に応じた、不服申立てに対する調査審議</u></li> </ul>	あり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局長(他の職と併任)</li> <li>・ 1課(総務課)</li> <li>・ 審査官(定員3人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>諮問庁に対し、行政文書等の提示を求めることができる(諮問庁は拒むことができない)</u></li> <li>・ 不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁に<u>意見書又は資料の提出を求め、適当と認める者に知っている事実を陳述させ又は鑑定を求め、その他必要な調査をすることができる。</u></li> </ul>	規定なし	規定なし

証券取引等監視委員会	金融庁	H.4年	金融庁設置法 (§6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>証券取引法等に基づく報告又は資料の徴求及び検査を行うこと</li> <li>証券取引及び金融先物取引に係る犯則事件の調査に関すること</li> <li>証券取引法等に基づき、検査又は犯則事件の調査を行った場合において、必要があると認めるときは、その結果に基づき、証券取引及び金融先物取引の公正を確保するため行うべき行政処分その他の措置について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告すること</li> <li>勧告をした場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めること</li> <li>証券取引等の検査及び犯則事件の調査の結果に基づき、証券取引又は金融先物取引の公正を確保するために必要と認められる施策について、内閣総理大臣、金融庁長官又は財務大臣に建議すること</li> </ul>	あり 事務局長 ・次長(1名。他の職と併任) ・2課(総務検査課、特別調査課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公益又は投資家保護のため必要かつ適当であると認めるときは、金融機関等に対して、業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該金融機関等の営業所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</li> </ul>	規定なし	規定なし
関税等不服審査会	財務省	S.55年	財務省組織令 (§65) 関税等不服審査令	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分についての審査請求に関する事項について審議(財務大臣の付議に応じて審議)</li> </ul>	なし (関税局業務課が庶務担当)	規定なし	規定なし	規定なし



中央建設 工事紛争 審査会	国土交 通省	S.31年	建設業法 (§ 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設工事の請負事務に関する紛争について、<u>あっせん、調停及び仲裁</u></li> </ul>	なし (総合政策局建設業課が庶務担当)	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲裁を行う場合において必要があると認めるときは、当事者の申出により、相手方の所持する請負契約に関する<u>文書等を提出</u>させることができる。相手方が正当な理由なく文書等を提出しないときは、当該文書等に関する申立人の主張を真実と認めることができる。</li> <li>仲裁を行う場合において必要があると認めるときは<u>立入検査</u>が可能。</li> </ul>	都道府県建設工事紛争審査会 (都道府県に設置)	建設工事の請負事務に関する紛争について、 <u>あっせん、調停及び仲裁</u> を行うこと(当事者の性質によって、中央審査会と管轄を区分)
電波監理 審議会	総務省	S.27年	電波法 (§ 9902)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電波法等の規定に定める諮問事項について<u>審議答申</u>し、必要に応じて総務大臣に<u>勸告</u>すること</li> <li>電波法、放送法、電気通信役務利用放送法等に基づく総務大臣の処分に対する<u>不服申立て</u>について<u>審査及び議決</u>をすること</li> <li>電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束。</li> </ul>	なし (総合通信基盤局総務課が庶務担当。ただし、電波監理審議会に審理官5人以内が置かれ、審理手続を主宰)	<ul style="list-style-type: none"> <li>審理官は、異議申立人等の申立てにより又は職権で、<u>適当と認める者に参考人として出頭を求めてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定をさせる</u>ことが可能。</li> <li>審理官は、異議申立人等の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その<u>物件の提出</u>を要求可能。</li> <li>審理官は、異議申立人等の申立てにより又は職権で、必要な場所につき<u>検証</u>をすることが可能。</li> </ul>	規定なし	規定なし

宗教法人 審議会	文化庁	S.26年	宗教法人 法 (§71)	・ 宗教法人の規則、規則の変更、 解散の <u>認証</u> 、宗教法人に対する <u>報告徴収</u> 、 <u>事業停止命令</u> 、 <u>認証 取消し</u> 、これらに係る <u>不服申立て</u> の際に、文部科学大臣の諮問を 受けて意見提出	なし (文化庁文化部 宗務課が庶務担 当)	規定なし	規定なし	規定なし
社会保険 審査会	厚生労働省	S.25年	社会保険 審査官及 び社会保 険審査会 法	・ 健康保険法 § 189、厚生年金保 険法 § 90、国民年金法 § 101の 規定による再審査請求及び健康 保険法 § 190、厚生年金保険法 § 91の規定による <u>審査請求を処 理し</u> 、 <u>再審査請求又は審査請求 の容認又は棄却を裁決</u>	なし (保険局総務課 社会保険審査会 事務室が庶務担 当)	・ 審査官及び審査会は、申立て により又は職権で、次に掲げるも の等ができる。 - 審査請求人等又は参考人 の出頭を求めて審問し、又 はこれらの者から意見若しく <u>は報告を徴すること</u> - 文書その他の物件の所有 者等に当該物件の提出を命 じること - 鑑定人に <u>鑑定させること</u> - 事件に係りのある事業所 その他の場所に立ち入っ て、事業主等に <u>質問し</u> 、帳簿 等を <u>検査すること</u>	社会保険 審査官 (各地方 社会保険 事務局に 設置。定 員102人)	健康保険 法 § 189、厚 生年金保 険法 § 90、国民 年金法 § 101の規 定による 審査請求 を処理し、審査 請求の容 認又は棄 却を決定
運輸審議 会	国土交通省	S.24年	国土交通 省設置法 (§6)	鉄道及び軌道の上限運賃及び上 限料金の設定又は変更、一般乗 合旅客自動車運送事業の上限運 賃及び上限料金の設定又は変 更、混雑飛行場の <u>運航許可等</u> や これらに係る <u>不服申立て</u> につい て、国土交通大臣の諮問を受け て <u>審議、勧告等</u>	あり ・ 主席審理官(1 名) ・ 審理官(3名)等	・ 公務所又は関係事業者若しくは その組織する団体その他の関係 者に対し、必要な報告、情報又は <u>資料を求めること</u> 。 ・ 公務所又は関係事業者若しくは その組織する団体又は学識経験 ある者に必要な <u>調査を囑託する こと</u> 。 ・ 関係人又は参考人に対し、 <u>出頭 を求めてその意見又は報告を徴 すること</u> 。	規定なし	規定なし

国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第 3 条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。

2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。

3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。

4 （略）

第 6 条 委員会の長は、委員長とし、庁の長は、長官とする。

（内部部局）

第 7 条 （略）

2 （略）

3 庁には、その所掌事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6 （略）

7 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。第 3 項から第 5 項までの規定は、事務局の内部組織について、これを準用する。

8 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

（審議会等）

第 8 条 第 3 条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

第 12 条 （略）

2 （略）

3 省令には、法律の委任がなければ、罰則を設け、又は義務を課し、若しくは国民の権利を制限する規定を設けることができない。

第 13 条 各委員会及び各庁の長官は、別に法律の定めるところにより、政令及び省令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

2 前条第 3 項の規定は、前項の命令に、これを準用する。

第 14 条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

2 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

第 15 条 各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べることができる。

(内部部局の職)

第 21 条 委員会の事務局並びに局、部、課及び課に準ずる室に、それぞれ事務局長並びに局長、部長、課長及び室長を置く。

2 (略)

3 局、部又は委員会の事務局には、次長を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。

4 官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。(略)。

5 (略)

内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)

### 第 3 章 組織

#### 第 3 節 本府

##### 第 3 款 審議会等

(設置)

第 37 条 (略)

2 前項に定めるもののほか、本府には、第 4 条第 3 項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関(次項において「審議会等」という。)を置くことができる。

3 (略)

##### 第 5 節 委員会及び庁

(設置)

第 49 条 内閣府には、その外局として、委員会(略)を置くことができる。

2 法律で国務大臣をもってその長に充てることと定められている前項の委員会(略)には、特に必要がある場合においては、委員会(略)を置くことができる。

3 前二項の委員会(略)(以下それぞれ「委員会」(略)という。)の設置及び廃止は、法律で定める。

(委員会及び庁の長)

第50条 委員会の長は、委員長(略)とする。

(任務及び所掌事務)

第51条 委員会(略)の任務及びこれを達成するため必要となる所掌事務の範囲は、法律で定める。

(委員会の内部部局)

第52条 委員会には、法律の定めるところにより、事務局を置くことができる。

2 前項の事務局には、当該事務局の事務を遂行するため、官房及び部を置くことができる。

3 第1項の事務局並びに前項の官房及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる。

4 第2項の官房及び部並びに前項の課及びこれに準ずる室の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

5 委員会には、特に必要がある場合においては、法律の定めるところにより、事務総局を置くことができる。

(長の権限等)

第58条 各委員会の委員長(略)は、その機関の事務を統括し、職員の服務について統督する。

2・3 (略)

4 各委員会(略)は、法律の定めるところにより、政令及び内閣府令以外の規則その他の特別の命令を自ら発することができる。

5 (略)

6 各委員会(略)は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる。

7 各委員会(略)は、その機関の所掌事務について、命令又は示達するため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。

8 各委員会(略)は、その機関の任務を遂行するため政策について行政機関相互の調整を図る必要があると認めるときは、その必要性を明らかにした上で、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、並びに当該関係行政機関の政策に関し意見を述べるることができる。

平成 15 年度公益法人に関する年次報告（総務省）（抄）〔データは平成 14 年 10 月 1 日現在〕

図2-1-1 公益法人数

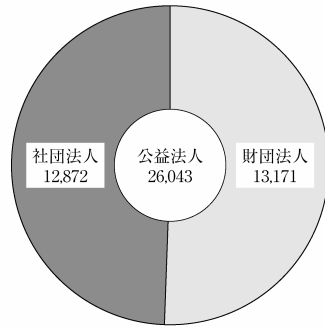


図2-1-2 所管類型別法人数

全 体		国 所 管		本省庁所管		地方支分部局所管		都道府県所管		都道府県知事所管		都道府県教育委員会所管	
社団	12,872 法人	社団	3,850 法人	社団	2,279 法人	社団	1,572 法人	社団	9,154 法人	社団	8,290 法人	社団	871 法人
財団	13,171 法人	財団	3,236 法人	財団	2,910 法人	財団	333 法人	財団	9,978 法人	財団	6,464 法人	財団	3,657 法人
合計	26,043 法人	合計	7,086 法人	合計	5,189 法人	合計	1,905 法人	合計	19,132 法人	合計	14,754 法人	合計	4,528 法人

(注) それぞれ共管重複分を除いた実数。

表2-1-3 所管官庁別法人数

〔総計〕

	延 数				実 数			
	社 団	財 団	合 計	前年合計	社 団	財 団	合 計	前年合計
国 所 管	4,052	3,513	7,565	7,619	3,850	3,236	7,086	7,143
都道府県所管	9,161	10,121	19,282	19,367	9,154	9,978	19,132	19,217
合 計	13,213	13,634	26,847	26,986	12,872	13,171	26,043	26,183

〔国所管〕

	本 省 庁			地方支分部局			省庁別合計		
	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計	社 団	財 団	合 計
内 閣 府	39	46	85	-	-	-	39	46	85
警 察 庁	23	29	52	-	-	-	23	29	52
防 衛 庁	7	15	22	-	-	-	7	15	22
金 融 庁	39	17	56	90	3	93	129	20	149
総 務 省	82	158	240	66	29	95	148	187	335
法 務 省	111	25	136	-	-	-	111	25	136
外 務 省	99	136	235	-	-	-	99	136	235
財 務 省	21	44	65	641	2	643	662	46	708
文 部 科 学 省	593	1,355	1,948	-	-	-	593	1,355	1,948
厚 生 労 働 省	296	470	766	342	150	492	638	620	1,258
農 林 水 産 省	301	171	472	-	-	-	301	171	472
経 済 産 業 省	494	380	874	-	-	-	494	380	874
国 土 交 通 省	324	283	607	443	149	592	766	432	1,198
環 境 省	41	51	92	-	-	-	41	51	92
省 庁 合 計	2,279	2,910	5,189	1,572	333	1,905	3,850	3,236	7,086

(注) 省庁合計は、省庁間の共管を除いた実数。

(都道府県所管)

	知事			教育委員会			都道府県別合計			都道府県別 前年合計
	社団	財団	合計	社団	財団	合計	社団	財団	合計	
北海道	477	267	744	16	135	151	493	398	891	901
青森県	174	97	271	18	91	109	192	188	380	386
岩手県	172	98	270	15	61	76	187	158	345	350
宮城県	151	120	271	14	61	75	165	181	346	344
秋田県	139	77	216	10	46	56	149	123	272	273
山形県	147	82	229	15	115	130	162	193	355	355
福島県	167	144	311	7	83	90	174	226	400	405
茨城県	167	150	317	6	41	47	173	187	360	362
栃木県	149	108	257	12	70	82	160	167	327	328
群馬県	173	133	306	17	47	64	190	178	368	369
埼玉県	244	170	414	10	44	54	254	211	465	466
千葉県	214	180	394	9	80	89	223	252	475	478
東京都	364	239	603	57	258	315	420	480	900	913
神奈川県	283	236	519	32	111	143	314	338	652	659
新潟県	204	167	371	18	71	89	222	236	458	461
富山県	128	101	229	3	58	61	131	154	285	286
石川県	152	150	302	13	70	83	165	216	381	383
福井県	157	107	264	6	48	54	163	148	311	306
山梨県	103	73	176	8	44	52	111	115	226	226
長野県	193	133	326	40	109	149	233	242	475	473
岐阜県	163	129	292	10	70	80	173	195	368	369
静岡県	229	136	365	176	70	246	402	206	608	610
愛知県	283	192	475	8	106	114	291	294	585	589
三重県	125	90	215	20	58	78	145	146	291	293
滋賀県	140	104	244	3	81	84	143	178	321	321
京都府	172	160	332	18	182	200	190	338	528	526
大阪府	369	359	728	39	174	213	407	530	937	941
兵庫県	210	219	429	40	147	187	250	363	613	613
奈良県	108	144	252	10	58	68	118	193	311	310
和歌山県	119	83	202	42	72	114	161	155	316	315
鳥取県	81	84	165	3	43	46	84	125	209	210
島根県	124	125	249	7	61	68	131	183	314	316
岡山県	173	161	334	11	87	98	184	247	431	432
広島県	187	213	400	18	86	104	205	298	503	503
山口県	198	134	332	15	72	87	213	206	419	424
徳島県	99	78	177	10	28	38	109	106	215	213
香川県	99	99	198	6	68	74	105	165	270	275
愛媛県	109	88	197	11	68	79	120	153	273	274
高知県	126	145	271	10	38	48	136	183	319	320
福岡県	261	230	491	21	149	170	282	379	661	661
佐賀県	96	81	177	7	45	52	103	121	224	223
長崎県	162	123	285	5	40	45	167	162	329	335
熊本県	131	86	217	6	45	51	137	131	268	269
大分県	141	111	252	10	28	38	151	138	289	290
宮崎県	144	83	227	7	35	42	151	118	269	268
鹿児島県	169	88	257	11	65	76	180	152	332	332
沖縄県	114	87	201	21	38	59	135	122	257	261
都道府県合計	8,290	6,464	14,754	871	3,657	4,528	9,154	9,978	19,132	19,217

(注) 都道府県別合計は、知事と教育委員会との共管を除いた実数。



図2-1-4 法人数の推移

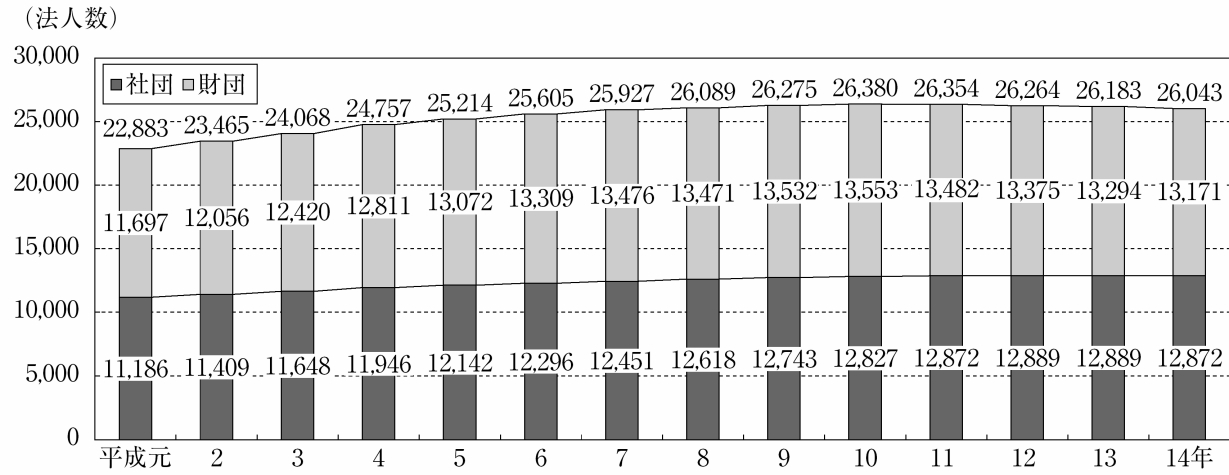


表2-1-6 新設法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
国所管	社団	46	28	28	29	17	19	15
	財団	34	23	20	18	9	27	9
	合計	80	51	48	47	26	46	24
都道府県所管	社団	160	138	101	82	72	90	82
	財団	194	145	117	83	73	66	41
	合計	354	283	218	165	145	156	123
全体	社団	206	166	128	111	89	109	97
	財団	228	166	137	101	82	93	50
	合計	434	332	265	212	171	202	147

表2-1-7 解散法人数

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
国所管	社団	19	10	16	16	23	30	39
	財団	170	14	15	22	21	32	39
	合計	189	24	31	38	44	62	78
都道府 県所管	社団	37	41	46	70	57	87	83
	財団	115	108	126	158	179	153	153
	合計	152	149	172	228	236	240	236
全 体	社団	56	51	62	86	80	116	120
	財団	285	121	141	180	200	183	192
	合計	341	172	203	266	280	299	312

註) 平成14年において解散した312法人を、解散事由から、自主解散、指導による解散、設立許可取消、合併・事業移転、破産、その他の他の累計に分類すると、以下のとおり(P.29~30より)。

自主解散： 170法人(54.5%)  
 指導による解散： 5法人(1.6%)  
 設立許可取消： 21法人(6.7%)  
 合併・事業移転： 94法人(30.1%)  
 破産： 2法人(0.6%)  
 その他： 20法人(6.4%)

特定非営利活動促進法に基づく申請受理数および認証数、不認証数等（内閣府ウェブサイト <http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html> より）  
 < 1998/12/01 ~ 2004/04/30 累計 >

所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消 数(累計)	所轄庁名	受理数 (累計)	認証数 (累計)	不認証数 (累計)	解散数 (累計)	認証取消 数(累計)
北海道	657	613	0	5	0	京都府	451	424	0	3	0
青森県	113	100	0	2	0	大阪府	1459	1336	0	8	0
岩手県	147	136	0	1	0	兵庫県	589	537	2	8	0
宮城県	269	246	0	3	0	奈良県	123	108	0	2	0
秋田県	97	91	0	2	0	和歌山県	108	98	0	1	0
山形県	135	133	0	0	0	鳥取県	67	61	0	0	0
福島県	212	195	0	1	0	島根県	72	65	0	0	0
茨城県	214	199	0	1	0	岡山県	216	201	1	3	0
栃木県	200	186	0	2	0	広島県	268	250	1	5	0
群馬県	335	315	0	5	0	山口県	170	151	0	3	1
埼玉県	509	465	0	3	0	徳島県	82	70	0	0	0
千葉県	706	635	0	2	0	香川県	107	99	2	1	0
東京都	3667	3303	18	42	0	愛媛県	132	124	0	2	0
神奈川県	1050	967	0	9	0	高知県	113	110	0	2	0
新潟県	230	210	0	3	0	福岡県	571	513	1	13	0
富山県	94	83	0	0	0	佐賀県	94	85	0	0	0
石川県	126	119	0	1	0	長崎県	152	140	0	0	0
福井県	123	114	0	2	0	熊本県	211	188	1	0	0
山梨県	109	100	0	0	0	大分県	163	149	1	1	0
長野県	362	334	0	7	0	宮崎県	101	97	0	0	0
岐阜県	218	202	0	0	0	鹿児島県	126	114	0	0	0
静岡県	394	374	0	6	0	沖縄県	148	135	0	1	0
愛知県	528	491	0	4	0	都道府県計	16445	15062	28	161	1
三重県	247	228	1	6	0	内閣府	1653	1487	53	21	5
滋賀県	180	168	0	1	0	全国計	18098	16549	81	182	6

註 1) 定款変更による所轄庁の変更があった場合は、申請数、認証数ともに新たな所轄庁の欄へ移動。また、解散の場合には申請数、認証数ともに減算。

註 2) 認証取消数（累計）は解散数（累計）の内数。

### (3) 地方における判断主体のあり方について

民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

第 83 条ノ 2 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

第 83 条ノ 3 本章ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ法人ニ対スル監督上ノ命令又ハ設立許可ノ取消ニ付キ都道府県ノ執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ主務官庁ハ都道府県ノ執行機関ガ其事務ヲ処理スルニ当リテ依ルベキ基準ヲ定ムルコトヲ得

主務官庁ガ前項ノ基準ヲ定メタルトキハ之ヲ告示スルコトヲ要ス

公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成 4 年政令第 161 号）（抄）

（都道府県知事等による事務の処理）

第 1 条 公益法人（民法第 34 条の規定により法人とされた社団又は財団及び民法施行法第 19 条第 2 項の規定による認可を受けた法人をいう。以下同じ。）又は民法第 34 条の許可を受けようとする社団若しくは財団（以下「公益法人等」と総称する。）であってその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるもの（第 3 項に掲げるもの及び別表第 1 主務官庁欄に掲げる主務官庁の所管に係る公益法人等であってそれぞれ同表事項欄に定める事項を事業の目的とするものを除く。）に対する次に掲げる主務官庁の権限に属する事務は、当該都道府県の知事が行う。

一 民法第 1 編第 2 章に定める権限

二 民法施行法第 23 条第 1 項に定める解散の命令の権限及び同条第 2 項の場合における民法第 77 条第 3 項において準用する同条第 2 項に定める届出の受理の権限

三 破産法第 311 条第 1 項（同法第 348 条において準用する場合を含む。）に規定する権限

四 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 173 条第 1 項に規定する権限

2・3 （略）

（地方支分部局の長への委任）

第 2 条 別表第 2 主務官庁欄に掲げる主務官庁の前条第 1 項各号に掲げる権限（同項の規定により当該権限に属する事務を都道府県の知事が行うものを除く。）で、同表事項欄に定める事項を事業の目的とし、かつ、その行う事業が同表区域欄に定める区域内に限られる公益法人等に対するものは、それぞれ同表機関欄に定める機関に委任する。

2・3 （略）

（都道府県知事等に対する主務官庁の指示）

第3条 主務官庁は、第1条第1項各号に掲げる権限に属する事務を行う都道府県の知事又は教育委員会（以下「都道府県知事等」という。）が民法第67条第2項の規定による公益法人の業務の停止を命ずる処分又は同法第71条若しくは民法施行法第23条第1項の規定による処分をしないことが著しく公益を害するおそれがあると認めるときは、当該都道府県知事等に対し、これらの規定による処分をすべきことを指示することができる。

都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準（平成12年3月31日総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号）

民法（明治29年法律第89号）第83条ノ3第3項及び信託法（大正11年法律第62号）第75条第2項の規定に基づき、都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準を次のように定め、平成12年4月1日から施行することとしたので、告示する。

第1 都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県知事等」という。）が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たっては、次の各号に掲げる閣議決定等によるものとする。なお、第1号に掲げる「公益法人会計基準（改正）について」中「主務官庁」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と、第2号に掲げる「休眠法人の整理に関する統一的基準」中「主務官庁」及び「各府省大臣」とあるのは「都道府県の知事その他の執行機関」と読み替えるものとする。

- 1 公益法人会計基準（改正）について（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）
- 2 休眠法人の整理に関する統一的基準（昭和60年9月17日公益法人指導監督連絡会議決定）
- 3 「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について（平成8年9月20日閣議決定。ただし「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」に関する部分を除く。）
- 4 「公益法人の設立許可及び指導監督基準の運用指針」について（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）
- 5 「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」について（平成10年12月4日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）
- 6 公益信託の引受け許可審査基準等について（平成6年9月13日公益法人等指導監督連絡会議決定）

第2 所管公益法人の提出書類の範囲及び提出期限

都道府県知事等が公益法人（民法第34条の許可を受けようとする社団又は財団を含む。）に提出を義務付ける書類の範囲及び提出期限は、次のとおりとする。

1 設立許可申請書の添付書類

- (1) 設立趣意書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類
- (4) 財産の権利及び価格を証する書類
- (5) 当該年度及び翌年度の事業計画書
- (6) 当該年度及び翌年度の収支予算書
- (7) 設立者及び役員となるべき者の住所、氏名、略歴を記載した書類及び役員就任承諾書

- (8) 社員名簿（社団の場合のみ）
  - (9) 創立総会議事録等設立を証する書類
  - (10) 現に目的とする事業を行っているときは、その概要及び収支決算書
  - (11) 行政庁の許可、認可等を要する事業があるときは、これを証する書類
  - (12) 代表者又は代理人を定めたときは、その権限を証する書類
- 2 定款又は寄附行為の変更認可申請書の添付書類
- (1) 定款又は寄附行為の変更案
  - (2) 定款又は寄附行為を変更する理由を記載した書類
  - (3) 定款又は寄附行為に定める変更の手続を経たことを証する書類
- 3 事業報告等の提出書類
- (1) 事業年度終了後に提出する書類
    - ア 事業報告書
    - イ 収支決算書（収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書）
    - ウ 当該年度末の財産目録
    - エ 当該年度末の社員名簿及び当該年度末の異動状況報告書（社団の場合のみ）
  - (2) 翌年度の事業に関し提出する書類
    - ア 事業計画書
    - イ 収支予算書
- 4 残余財産処分許可申請書の添付書類
- (1) 残余財産処分に関する決議録
  - (2) 残余財産処分の方法及びその理由に関する書類
  - (3) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類
- 5 書類の提出期限
- (1) 法人設立登記の届出及び登記事項の変更の届出については、遅滞なく
  - (2) 監事異動の届出（新任退任を含む。）については、遅滞なく
  - (3) 事業年度終了後に提出する書類については、当該事業年度終了後 3 月以内

平成 15 年度公益法人に関する年次報告（総務省）（抄）

表 1-3-1 都道府県知事等による事務の処理等

(1) 都道府県知事等による事務の処理

府省名	知事等が処理している（又はしていない）事務
内閣府	△ 金融庁の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うものに関するものは知事
総務省	△ 情報通信政策局、総合通信基盤局、郵政行政局の事務に関するものは本省
法務省	×
外務省	△ 特定の国若しくは本邦外の地域若しくは都市又は特定の国際機関を対象とするものは本省
財務省	△ 財務省の所掌事務のうち、他の法令の規定により都道府県知事が行うこととされているものに関するものは知事
文部科学省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学又は高等専門学校の設置の準備又は維持経営の支援等</li> <li>・ 社会教育法第 5 1 条の規定により文部科学大臣が認定する通信教育</li> <li>・ 宗教法人法第 5 条第 2 項の規定により文部科学大臣を所轄庁とする宗教法人の連絡提携</li> </ul>
厚生労働省	△ 都道府県労働局の所掌事務のうち、(注) 2. に掲げるものに関するものは都道府県労働局 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方社会保険事務局の所掌に関連するものは地方社会保険事務局</li> </ul>
農林水産省	○
経済産業省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商工会議所の行う事業の連絡調整</li> <li>・ 電気事業法第 37 条の 2 第 1 項の規定により一般用電気工作物において使用する電気を供給する者の委託を受けて行う一般用電気工作物の調査</li> <li>・ 電気事業法第 38 条第 4 項に定める自家用電気工作物について、その設置者の委託を受けて行う保安に関する業務に係る技術の向上</li> </ul>
国土交通省	△ 以下に掲げる事項を事業の目的とするものは本省 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方運輸局又は地方航空局の所掌事務に関連する事項（国際観光以外の観光の振興に係るものを除く。）</li> <li>・ 船員労働委員会、気象庁、海上保安庁又は海難審判庁の所掌事務に関連する事項</li> </ul>
環境省	○

(注) 1. 都道府県知事等による事務の処理については、「○：全部を処理」、「△：一部を処理」、「×：処理せず」である。

2. イ 労働基準法、労働者災害補償保険法、職業安定法、最低賃金法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、家内労働法、労働保険特別会計法、労働安全衛生法、雇用保険法、作業環境測定法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（第 3 章第 4 節の規定に限る。）又は労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の施行に関する事務（雇用保険法施行令第 1 条第 1 項に掲げる事務を除く。）に関連する事項  
 ロ 労働能率の増進、労働者の福利厚生又は賃金その他の労働条件若しくは労働者生計費に関する統計の作成に関する事務に関連する事項

(2) 地方支分部局の長への委任

府省名	委 任 機 関
内閣府	○ 財務局長、福岡財務支局長
総務省	○ 総合通信局長、沖縄総合通信事務所長
法務省	○ 地方更生保護委員会
財務省	○ 財務局長、福岡財務支局長、税関長、国税局長
厚生労働省	○ 都道府県労働局長、地方社会保険事務局長
農 林 水産省	×
経 済 産業省	×
国 土 交通省	○ 地方整備局長、地方運輸局長、神戸運輸監理部長、地方航空局長、管区海上保安本部長

[注] 地方支分部局の長への委任については、「○：委任あり」、「×：委任なし」である。「○」を付した官庁は、その行う事業がそれぞれの地方支分部局の管轄区域内に限られるものについて委任している。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）（抄）

（所轄庁）

第 9 条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その事務所が所在する都道府県の知事とする。

2 特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものにあつては、その所轄庁は、前項の規定にかかわらず、内閣総理大臣とする。

地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）（抄）

第 3 必置規制の見直しと国の地方出先機関の在り方

1 必置規制の見直し

必置規制については、地方公共団体の自主組織権を尊重し、行政の総合化・効率化を進めるため、具体的には、別紙 4 に掲げる措置を講ずることとする。また、法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制にあつては(1)の原則に沿って見直し、必要最小限のものにとどめることとし、法律又はこれに基づく政令に拠らない必置規制にあつては(2)の措置を講ずることとする。

(1) 法律又はこれに基づく政令に拠る必置規制の見直し

イ 行政機関・組織・施設に関する必置規制

(ア) (略)



(イ) 各地方公共団体が、地域の多様な行政需要に応じつつ、各地域の地理的条件や社会経済的条件の下で最適なサービスの供給体制を組織することができるよう、行政機関等の設置単位についての一律の規制は廃止し、必要がある場合には、技術的助言として標準的なものを示すにとどめることとする。

(ウ) (略)

#### ウ 審議会等附属機関に関する必置規制

地方公共団体がその自己決定権を十分に発揮するためには、その政策の企画立案に際して、住民や有識者、各種団体の関係者等の意見を反映することがますます重要となるが、国が法令により個別の行政分野毎に審議会等の設置を義務付けることは、地方公共団体における総合的な政策決定を損なうおそれがあることから、できる限り弾力的なものとするとともに、類似の審議会等との統合も可能となるようにする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 委員の構成・数・任期・選任手続等については、原則として、地方公共団体が条例で定めることとし、法律又はこれに基づく政令で規制を行う場合にも、審議会等における審議の公正・専門性を確保するため、必要最小限度にとどめるものとする。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

### 第 1 編 総則

第 2 条 （略）

～ （略）

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 （略）

～ （略）

法律又はこれに基づく政令により地方公共団体が処理することとされる事務が自治事務である場合においては、国は、地方公共団体が地域の特性に応じて当該事務を処理することができるよう特に配慮しなければならない。

～ （略）

### 第 2 編 普通地方公共団体

#### 第 7 章 執行機関

##### 第 1 節 通則

第 138 条の 4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。